

## 5. 教科書を読む（1－5）

今回は、大正・昭和戦前期を扱った第11章と第12章について取り上げる。「直木本」の執筆者であった江口圭一氏の執筆箇所を生かしながら、どのように深められたのかを確認したい。

### （1）「第11章 両大戦間の日本と市民文化」

1. 309P	それが、立憲同志会の結成として実をむすんだのは、彼の死後、その年の12月のことであった。
2. 309P	機関銃・戦車・飛行機・毒ガス兵器等の
3. 313P	長屋から庭付き一戸建ての文化住宅と呼ばれる郊外住宅に移り住む人も増加した。
4. 318P	平塚と与謝野晶子を中心に、女性の自立には経済的自立が必要か、国家による母性保護が必要かをめぐって、激しく論争（母性保護論争）を……
5. 319P	1930（昭和5）年と31年の二度にわたって、婦人公民法案が衆議院を通過したが、それが戦前期婦選運動の最高の到達点となった。
6. 321P	主力艦（戦艦・巡洋戦艦）と航空母艦の比率を……
7. 323P	「ビリケン（非立憲）内閣」とよばれた寺内正毅内閣が倒れ、
8. 324P	宇垣軍縮の名で知られる陸軍軍縮もおこなった。
9. 326P	補助艦（巡洋艦・駆逐艦・潜水艦）の制限に関するジュネーブ海軍軍縮会議に
10. 327P	注②の説明。
11. 330P	憲法第11条違反（統帥権干犯）であるとして攻撃する、軍部・政友会……
12. 332P	石橋湛山らの『東洋経済新報』が、二十一か条要求やシベリア出兵に反対し、反帝国主義的主張を貫いたことも異彩を放った。

1. の彼とは桂太郎のこと。政党結成を目指したが、存命中にはできなかったことを示している。「直木本」にはない記述である。

2. は第1次世界大戦が持つ軍事史上の意味を述べた箇所。つまり、原爆以外のすべての兵器が作られ、使用された大戦であったことが理解できる。これも「直木本」にはない。

3. は、「大戦後の内外環境」という項で記されている。従来は、文化の箇所などに記された内容であるが、特別に項を立て、社会史的な視点を取り入れて記している。この記述とあわせて、日本の都市計画法の歴史についての注④がある。文化住宅については、三省堂版では、「鉄道沿線の新興住宅地には、ガスや水道などが整備された文化住宅がたてられ、電灯に照らされたちゃぶ台でカレーライスやコロケ・トンカツなどを食べる一家だんらんの姿がみられるようになり……」（同書304頁）と記されている。

4. 従来は、青鞥社をあげるだけで終了した箇所であるが、「女性の自立」という項を設

けて、ジェンダーにも気配りされている。

5. も「女性の自立」の項にある記述。婦選運動について簡単に説明するだけでなく、戦前の到達点がどこなのかが記されている。もちろん、「直木本」にはない記述である。

6. はワシントン海軍軍縮条約の説明。「直木本」でも同じ記述がある（同書 293～294 頁）が、実教版教科書は航空母艦にまで触れている。山川版では「主力艦（戦艦・巡洋戦艦）の保有比率を…」（同書 306 頁）と記すだけである。

7. は寺内正毅のあだ名を記し、国民が彼を批判していたことを記す。「直木本」にはない記述。

8. は宇垣軍縮の説明で、注①が具体的に記されている。同様の記述は、山川版では「加藤高明内閣のもとでの宇垣一成陸相の宇垣軍縮によって、兵員 9 万 3000 人の削減と兵器の近代化がおこなわれた」（同書 307 頁）と記されている。三省堂版では、「陸軍でも宇垣軍縮が行なわれ、兵員数を削減し、かわりに戦車や機関銃などの兵器の近代化を行なった。また、あまった現役将校を中等学校や高等学校に配属して軍事教練を指導させ、青年訓練所を設けて在郷軍人による軍事教練をはじめするなど、若者に軍事教育を行なう体制がつけられた」（同書 298 頁）と詳しい。この三省堂版の記述は、従来の「直木本」の記述、すなわち「陸相の宇垣一成の手で陸軍軍縮を実施し、4 個師団を廃止したが、それとひきかえに中等学校以上の学校へ軍事教練を導入したり、青年訓練所を設置したりして、陸軍の基盤の強化をはかった」（同書 298 頁）に近い記述である。どちらが良いかという問題ではなく、軍縮＝軍備削減ではなく、兵器の近代化、軍国主義教育の実施、ということが実態であったことを理解できる。

9. ジュネーブ海軍軍縮会議の説明で、補助艦について具体的に述べている。実教版では珍しい記述でなく、「直木本」にもほぼ同じ記述がある（同書 300 頁）。補助艦については、山川版教科書にも同様の記述がある（同書 321 頁）があるが、主力艦にせよ補助艦にせよ何故、こだわっているのかといえ、生徒の理解を気にしてのことである。ちなみに Wikipedia で、それぞれの用語を引くと

①**戦艦**（せんかん、**battleship**）は軍艦の艦種の一つ。大砲を主要兵器とする軍艦のうち、最大最強のものを指す。軍艦の中で最も強大な**艦砲射撃**の砲力と、敵艦からの艦砲射撃に耐えうる堅牢な防御力を備えた。戦艦は第二次世界大戦までは海軍兵力の主力とされ、主力艦とも呼ばれた。

②**巡洋戦艦**（じゅんようせんかん、英: **Battlecruiser**, 独: **Schlachtkreuzer**）は、装甲巡洋艦から発展した艦種。第二次世界大戦までは**戦艦**とともに主力艦と呼ばれた。最初にこの種の艦を建造したイギリス海軍の定義では、戦艦と同等の攻撃力を持ち戦艦よりも高速力であるが、防御力は装甲巡洋艦（**Armored cruiser**）並みと弱かった。日本語訳は「巡洋戦艦」であるが、イギリス海軍の名称を直訳すると「戦闘巡洋艦」となり、攻撃力の大きな巡洋艦としての本艦種の特徴を示している。

③巡洋艦は名の通り遠洋航海能力や速力が求められており、明治時代後半以後第二次世界

大戦の終了後まで、艦砲を装備し戦艦より小さく駆逐艦より大きい高速な軍艦として定義されていた。

④駆逐艦（くちくかん、英語:destroyer、デストロイヤー）は、もともとの名前を水雷艇駆逐艦（トーピードボート デストロイヤー）と呼び、19 世紀末に出現した艦種。すなわち、水雷艇（トーピードボート）を駆逐する艦種であった。第二次世界大戦までは魚雷を主兵装とし、駆逐艦隊は別名水雷戦隊と呼ばれていた。現在の海軍では対空・対潜能力を兼ね備えた 5,000t 程度の軍艦を指すことが多いが、定義は不明確となりつつある。駆逐艦の共通事項としては、比較的小型の船体であるが航洋性を有しており、非装甲であるが高速で汎用性が高いといった特徴を持つ。

上記のような内容であるが、教師が理解できているほど、生徒たちはそれぞれについて理解できていない。軍事オタク云々より以前に理解できていないものをきちんと教える必要があるだろう。

10. の説明は、金融恐慌が起きる原因となった片岡直温蔵相の発言を具体的に述べている。「直木本」でも、同様の記述があり（同書 299 頁、注③）、実教版教科書では珍しいものではないのかも知れないが、片岡蔵相の「失言」の具体的な内容が理解できる。一般的には山川版教科書の「片岡直温蔵相の失言から、一部の銀行の不良な経営状態があばかれ」（同書 316 頁）ないし、三省堂版の「一部の銀行の経営悪化が明るみに出ると、各地で取り付け騒ぎがおき」（同書 306 頁）などの記述であり、より理解しやすい記述となっている。

11. の記述は「直木本」にもある（同書 301 頁）。憲法の条文＝規定を犯すとして批判があったことがこの記述から理解できる。山川版では、「軍の最高指揮権である統帥権は天皇に属し、内閣が管掌する一般国務から独立し、その発動には参謀総長・海軍軍令部長が直接参与した。憲法解釈上の通説では、兵力量の決定は憲法第 12 条の編制大権の問題で、内閣の輔弼事項であり、憲法第 11 条の統帥大権とは別であった。しかし、帝国国防方針で、国防に要する兵力に責任をもつべきであるとされていた海軍軍令部との間では意見が一致しなかった。また、条約の批准には枢密院の承認が必要であったので、政府は海軍軍令部と枢密院の二つの国家機構との対決をせまられた」（同書 321 頁、注①）と非常に詳しく記されている。この点は、大日本帝国憲法下の政治・軍事・外交の問題として教科書の比較研究の上で、丁寧に教える必要があるところであろう。

12. の記述も「直木本」にある（同書 304 頁）。「小日本主義」を説いた雑誌の評価は、されるべきである。三省堂版でも「日本人のなかに朝鮮人や中国人をさげすむ風潮が強まるなか、『東洋経済新報』の石橋湛山は植民地の放棄や軍備の撤廃などを求める小日本主義を主張し、第一次世界大戦中の青島占領に反対するとともに、普通選挙の実施やシベリア撤兵を主張した」（同書 301 頁、注②）と詳しい。戦闘的リベラリストの発言は、授業でも取り上げられて良いだろう。

(2) 「第 12 章 十五年戦争と日本」

1. 334 P	中国東北（満州）での……及び同頁注①
2. 334 P	注④の記述。
3. 336 P	注①の記述。
4. 338 P	新官僚及び注④の記述。
5. 341 P	南京大虐殺の記述
6. 341 P	731 部隊のボイラー室跡の写真及び注⑧
7. 343 P	ノモンハン事件
8 . 344 P・346 P	「3 アジア太平洋戦争」の表題（344 P）、「……アジア太平洋戦争が開始された」及び注③（346 P）
9. 348 P	……日本のファシズム体制が確立した。及び注①の記述。
10. 349 P	沖縄戦の記述及び注④。
11. 355 P	多数の女性が日本軍兵士の性の相手として「従軍慰安婦」にされ、……

1. は、満州の地理的説明を簡潔に記している。注①の記述は、「直木本」にも同じ説明がされている。些細なことかも知れないが、こうした説明は必要であろう。

2. も「直木本」以来の説明で、十五年戦争の説明である。当時としても斬新さを感じたが、他の教科書では記述がないだけに、貴重である。

3. は満州国承認当日に起きた平頂山事件の記述。これも「直木本」以来の記述である。三省堂版でも注として指摘されている（同書 313 頁、注④）。

4. 「直木本」以来の記述。注④は、新官僚の説明である。山川版では「一部の官僚（革新官僚）」（同書 326 頁）と伊藤隆執筆以来の記述である。

5. は、南京大虐殺の記述である。今、手持ちの教科書で、南京大虐殺の記述を比較してみたい。まず、実教版教科書は「……日本軍は投降兵・捕虜をはじめ中国人多数を殺害し、略奪・放火・暴行をおこない、南京大虐殺として国際的な非難をあびた。死者の数は戦闘員を含めて、占領前後の数週間で少なくとも 10 数万人に達したと推定される。」（同書 341 頁）とあり、同頁の注①で「南京大虐殺の犠牲者については、10 数万人よりも多いとする説もあるいっぽうで、これより少ないとする説もある」とある。

次に三省堂版では、本文で「……国民政府の首都である南京占領にさいし多数の中国軍人や民衆を殺害した（南京大虐殺・南京事件）。この事件は国際的な非難をあび、……」（同書 320 頁）と記し、注②として「南京を占領した日本軍がくり広げた略奪・放火・集団的な虐殺・暴行がおこった。犠牲者については諸説あるが、歴史学者の秦郁彦は 4 万人、洞富雄は 20 万人をくだらない数、中国側は 30 万人、としている」（同書 321 頁）と記述がある。

山川版は「日本はつぎつぎと大軍を投入し、年末には国民政府の首都南京を占領した」（同書 330 頁）と本文に記し、同頁の注③で「南京陥落の前後、日本軍は市内で略奪・暴行をくり返したうえ、多数の中国人一般住民（婦女子ふくむ）および捕虜を殺害した（南京事

件)。南京の状況は、外務省ルートを通じて、はやくから陸軍中央部にも伝わっていた」と記している。

最後に、同じく実教出版社発行でも『高校日本史B』は、上記3種の教科書とは全く違った記述がなされていて興味深い。同書ではまず、「中島今朝吾第一六師団長日記」を史料として掲載している（同書 199 頁）。捕虜殺害について軍関係者が認めている史料である。これを受け、「歴史のまど」で南京大虐殺を扱い、上記史料の内容を確認させる方法をとっている（同前）。さらに、注④で「……中国側は、市民や武器を捨てた兵士など 30 万人以上の人々が日本軍によって虐殺されたと発表している。なお、日本国内では虐殺者について『10 数万人』などの他の説もある」（同前）と記している。

以上のように、いずれの教科書も南京大虐殺の事実だけは記述している。その記述の仕方は、各教科書により様々であって、山川版のそれのように「客観的な記述」を心がけようとするものもあるが、果たしてその記述方法が良いか否かの判断は別であろう。それなら、歴史的事実として史料に語らせるという方法がある種当然の方法としてとられている実教版『高校日本史B』のやり方にも教師は学ぶべきであろう。無論、虐殺の事実すらを無いものとし、「まぼろし」にするのは、もつてのほかである。

6. は 731 部隊についての記述である。すでに「直木本」でも、2箇所にわたり注での記述があり（同書 319 頁の注③、333 頁の注②）、実教版ではある種おなじみの記述である。三省堂版では「また、日本軍は満州などで毒ガスや細菌などの生物化学兵器の開発をすすめる、多数の中国人やロシア人を実験の犠牲にした」（同書 332 頁）と記し、次頁の注①で「毒ガスなどの生物化学兵器の使用は国際法で禁止されていたが、日本軍はハルビンで細菌戦部隊である 731 部隊をもうけた」と記す。

山川版でも「中国戦線では毒ガスも使用され、満州などにおかれた日本軍施設では毒ガスや細菌兵器の研究がおこなわれた。満州のハルビンには、731 部隊とよばれる細菌戦研究の特殊部隊（石井四郎中将ら）がおかれ、中国人やソ連人の捕虜を使った生体実験がおこなわれた」（同書 341 頁、注③）と記されている。

7. は優れているという意味での抽出ではない。すでに、三省堂版教科書では、注で「ハルハ河事件ともいう」（同書 321 頁、注⑤）との記述があり、用語として使用されているからである。無論、山川版でもノモンハン事件のまま（同書 335 頁）である。

8. すでに「直木本」で「アジア太平洋戦争という呼称も使用されている」（同書 323 頁、注④）の記述があり、実教版教科書では当たり前になっているようだ。ちなみに同社の『高校日本史B』も「アジア太平洋戦争（太平洋戦争）」と表題に記し、注で説明している（同書 202 頁）。意外にも三省堂版は伝統的な「太平洋戦争」のまま（同書 329 頁）である。山川版に至っては、「対米開戦ののち政府は『支那事変』（日中戦争）をふくめた目下の戦争を『大東亜戦争』とよぶことに決定し、敗戦までこの名称が用いられた」（同書 339 頁、注②）と記している。歴史学研究の最新の成果を速やかに取り入れることが歴史教育を行う上で良いか否かについては、別の論議が必要であろうが、一方で、検定教科書とし

てこの「アジア太平洋戦争」が認められているのであり、戦争の呼称については考えられても良いだろう。

9. は「直木本」以来の説明である（同書 325 頁）。山川版では、「イタリアでは一党独裁が確立され（ファシズム）……」（同書 329 頁）とあり、日本ファシズムの確立については「伝統的」に認めがたいのであろうか。三省堂版ではイタリア、ドイツの説明をした上で両国と比較し「大衆運動のとぼしかった日本は、権力みずからがファシズム化して戦時体制ができた」（同書 327 頁、注①）と記している。

10. は検定でも問題になった箇所である。すでに「直木本」に同じ記述がある（同書 326 頁）。但し、今回はより詳細に注④で「住民は米軍への恐怖心をあおられたり、捕虜となることを許されなかったり、軍とともに戦い軍とともに死ぬ（「共生共死」）ことを求められたりもした」と記している。三省堂版の沖縄戦の記述は、「沖縄では 1945 年 3 月にアメリカ軍が上陸し、戦闘が 3 か月つづいた（沖縄戦）。この間、日本軍が県民を組織して徹底抗戦したうえに、生活の場が戦場となったため、県民の犠牲は大きく、戦闘の妨げやスパイ容疑を理由に殺された人もいた。さらに、日本軍の関与によって集団自決に追いこまれた人もいるなど、沖縄戦は悲惨をきわめた」（同書 336 頁）と記し、次頁の注②で犠牲者の数をあげ、「集団自決について、日本軍によってひきおこされた『強制的集団死』とする見方が出されている」（同書 337 頁）と述べている。

山川版では「…… 4 月にはついに沖縄本島に（米軍が一引者注）上陸し、島民をまき込む 3 カ月近い戦いの末これを占領した（沖縄戦）」（同書 343 頁）とあり、これとは別に囲みで「沖縄戦」を取り上げているが、集団自決については一切触れられていない。検定で問題視されるには避けるのが、この教科書の特徴なのか、あるいは「実証主義」的でないと否定されたのだろうか。

11. は「日本植民地下の台湾・朝鮮の人々」という主題学習の記述の一部。こうしたテーマ学習の頁を持っていることがこの教科書の特長の 1 つであろう。従軍慰安婦も検定で問題になったものである。同社の『高校日本史 B』でも当然記述があり（同書 203 頁）、「戦後補償を考える」というテーマ学習でも扱われている（同書 242 頁）。三省堂版でも「日本軍兵士のために慰安婦としてフィリピンなどの若い女性とともに戦地に送りこまれた」（同書 330 頁）とある。山川版でも「また戦地に設置された『慰安施設』には朝鮮・中国・フィリピンなどから女性が集められた（いわゆる従軍慰安婦）」（同書 342 頁、注①）とある。

全体を通じて、いわゆる 15 年戦争についての記述に関して以前からそうであったが、実教版教科書は丁寧にはかも新しい研究成果を受け入れた記述をしている点に注目されて良いだろう。